



発行所
青森県高等学校・障害児
学校教職員組合
青森市橋本1丁目2-25
教育会館 017(734)7287
編集発行人 酒田 孝
購読料一部 20円は組合費
の中に含む

今月の紙面
1面: 全国教育署名集約集会
2~3面: 高教組中央委員会他
4面: 専門部交渉他
私の好きな憲法

* HPへはこちらから→

Eメール aokokyos@olive.ocn.ne.jp ホームページ http://aokokyoso.g2.xrea.com/ ブログ http://plaza.rakuten.co.jp/sannkyoso05/

31年で4億6千万筆! 教育条件整備を後押し

~ゆきとどいた教育を求める全国教育署名集約集会~

意思統一集会では、岐阜県、高知県、福島県の取り組みが報告されました。その後、国会議員に対して、この署名の紹介議員になってもらうための要請行動を行いました。本県選出の国会議員全員に対して、署名の趣旨を説明し、紹介議員になってもらうように要請をしました。議員の皆さんは青森へ戻っていました。秘書が丁寧な話を聞いてくれました。

要請行動の後、新宿区角筈(つのはず)区民ホールで、全国署名集約集会が開かれました。集会全体の参加者は250名を超えました。集会は各地の取り組みのスライド上映で始まり、基調報告の後、特別報告を行いました。私学の高校生から元気いっぱい活動報告もあり、教育予算を増やすことの重要性、その

No image

12月6日、ゆきとどいた教育をすすめる会(全教、全国私教連、教組共闘連絡会)、全国私学父母懇、私学助成を進める会連絡会(ほか)が、表記の集会を開催しました。青森県から5名(私学2、県教組1、保護者1、高教組1)が参加しました。集会は意思統一集会、国会議員要請、全国署名集約集会、新宿パレードと盛りだくさんでした。

全国で 3,898,834 筆、青森県は 61,500 筆 (12月現在)

No image

新年の「挨拶」

青森県高等学校・障害児学校教職員組合 執行委員長 酒田 孝

あけましておめでとうございませう。

教員の長時間労働が社会問題になる中、青年の教員離れが急速に進行しています。政府や県の対応はまったく不十分です。2018年度の精神疾患による休職者数も57名と前年から大きく増加しました。そのことは教育の質の低下を招き、しわ寄せは子ども達が被ることになります。来年実施されるはずの共通テストも、混迷を極めていきます。その被害者もまた受験生達です。このような事態を招いたことは、長年の行政の怠慢に他なりません。私が、私たち教職員団体の力の無さでもあります。

この一年、私たち自身の生活と権利のため、そして子どもたちのために奮闘しましょう。

ための署名運動の重要性を改めて感じました。その後30都道府県の代表から今年度の取り組みのアピールと署名集約数が発表されました。青森県では公立3500筆、私立58000筆、合わせて61500筆を集約しました。全国では389万8834筆が集まりました。

集会の最後は、新宿のパレードでした。新宿中央公園から新宿駅前を通り、歌舞伎町までという東京屈指の繁華街で、先頭を歩く私学の高校生たちが明るく元気に声を上げ、「教育予算をふやそう」「せんせいふやそう」などの声を上げ、道行く人たちにアピールをしました。週末の新宿は人通りも多く、治道の人たちの中には大きく手を振ってこたえてくれる人もいて、教育をよくすることは国民全体の願いであると強く感じました。

この署名運動はこれまでに31年間取り組んでおり、約4億6千万筆を集め、教育条件整備を後押ししてきました。2月の提出集会や県議会への請願に向けて、さらに多くの署名を集めたいと思います。皆さんのご協力をお願いします。

坂道の風

冬休み第一日。久しぶりの学校の図書室。「私の前にある編と……」という背表紙が眼にとまり、つい手にとった。詩集だ。最初の詩は「原子女童話」。二つの国の飛行士が相手国に原爆を落とした結果、生き残りがそれぞれの飛行士だけになり、悲しく睦まじく暮らした、という内容。頁をめくると次は「一九五四年七月二七日」という日付で始まる「日記より」という詩が目にとまった。この日付は配給米への黄変米の混入を1%未満から3%未満へと緩めることを「二・五%だから安全」として当時の政府が決定した日なのだそう。黄変米とは有毒なカビにより黄色に変色した米のことである。この詩の途中で「この国の恥ずべき光栄を/無力だった国民の名において記憶しよう」と作者の石垣りんさんは述べている▼近頃のニュースでは「桜」や「IR」での偉い人たちの醜い合理化と責任逃れが目立つ。しっかりと記憶し、おそろく遠くない次の選挙でNoを突きつきたい。(さ)

集まれば、元気! ~しゃべって、飲んで、つながって!~

第131回青森高教組中央委員会

課題山積の職場に組合の風を吹かせよう

12月14日、「ゆーさ浅虫」で開催されました。各支部から選出の中央委員が参加し、学校での様子や日頃感じている疑問などの発言がありました。執行部から、県教組との連合に關しての提案もあり、引き続き両教組四役での協議を継続することが承認されました。今回は、今後の連合体としての活動に向けて、県教組中央委員会と同日同会場での開催とし、それぞれの中央委員会終了後、「共済セミナー」を合同で行い、終了後は合同忘年会を開催し、お互いの親交を深めました。

再任用職員の待遇

・免許更新制度について。来年65歳になる。再任用であるが、次の年は免許更新をしないと、仕事ができないということだが、65歳での更新について県教委に確認をしてほしい。給料が減っており、免許更新にお金をかけたくない。
・臨時講師については制度が変わって、待遇改善が期待されている。現状の再任用制度では寒冷地手当などの手当がついていない。そうなるのと再任用より臨時講師のほうがいいという意見も出ている。再任用職員の待遇改善を交渉してほしい。

一時金の問題

・一時金について、今期の支給額が少なかつたので調べてみたら、勤勉手当の支給月数が、人事委員会報告に出ている月数ではなかつた。期末手当の支給率と勤勉手当の成績率の合計が人事委員会報告の月数よりも少なかつたということが確認できた。確定交渉は何だったのか?成績率の決め方も不透明である。県教委に問い合わせ中だが、まだ回答が無い。人事委員会にも

組織拡大

・三八地区の新採用対話に行っ

部活動の課題

・今年、廃部になつた部活動がある。他にも、部員数が少なくなり、活動が停止

働き方・環境整備

・部活動の出張に伴う勤務の振替が難しい。いくつかの学校で振替をして授業や講習を行っている教員もいる。振替を認めるのは校長であるので、先生方の勤務実態をしっかり把握し、振替日に出勤させないような配慮が必要ではないか。
・勤務状況等を校内のグループセッションで情報共有をしているが、あまり機能していないのではないかと不安がある。また、OS

第131回中央委員会特別決議

憲法を守り、子どもたちの平和で豊かな教育のために高教組運動をすすめよう

7月21日、年金制度、消費税、憲法改正を主な争点とした第26回参議院選挙で自民、公明の与党連立は、改選定数124の過半数を超えたものの、憲法改正の国会発議に必要な参議院の3分の2議席の獲得がならなかったことは国民から「NO」を突きつけられた結果といえます。しかし、自民党憲法改正推進本部は10月11日、全国各地で憲法集会を開催するため、「遊説・組織委員会」の新設を決め、全国各地で改憲の世論を喚起しようとして動いています。安倍総理大臣が総辞職する9条改憲の実現に向けて奮々と歩みを進める自民党のやり方は憲法以外の何物でもなく、ここにストップをかけ、憲法をいかに守り、いかに生かすかこそを議論すべきです。

10月1日、消費税増税が予定通り実施されました。政府は軽減税率やキャッシュレス決済のポイント還元制度などを導入することで消費地を回復できるとしていましたが、景気振興統計数字などでマイナスという、悲壮な結果になっています。現高教組2年生から導入が決まっていた大学入試共通テストの英語の外部試験は、経済的な状況や居住している地域に関わらず、等しく受けて受けられるようにするには、更なる時間が必要だと判断され、2024年まで導入を見送られることになりました。しかしこれは当面の問題を先送りしただけにすぎません。また、大学入試共通テストの国語・数学の「記述式」についても多くの問題が指摘されています。国語の記述問題では、書かれているルールの範囲内で何が出来るかが問われます。与えられた条件に限定せず、画一的な生徒の書面にも響きがかねません。このことに対して、高校生や保護者、教員などから中止を求める声が目に見え、文科科学省は延期の方向で検討を始めました。大学入試をめぐる問題について大きな声をあげたのは、実際に試験を受ける高校生たちでした。その声は、世論を、そして政府を動かす、政策の変更につながりました。声をあげていくことの重要性を改めて感じます。

今年度の青森県公立学校教員採用候補者選考試験の結果競争率が発表されました。小学校1.9倍という低倍率に驚かされました。高等学校は倍率こそ1.8ポイント増ですが、そもそも15名の採用人数減、特別支援学校は、採用数は変わらないのに倍率は0.2ポイント減という結果となりました。教員になりたい若い世代が減少している状況は、「ブラック化」をより深刻なものにします。12月4日、給付法の改正案が参議院本会議で可決されました。教員のためと言いつつも現場を顧みずに1年単位で勤務時間を調整する「実効労働時間制」を条例によって、実施できるようにするこの改正案は、常態化する教員の長時間労働を肯定し、維持することにつながるものです。今後、実際に実施化する場合は各自治体によって変わります。学校現場から導入を許さないという声をあげて、導入を阻止する取り組みを強める必要があります。学校における働き方改革については、1月25日中央教育審議会答申が取りまとめられ、当時の衆山島原文科科学大臣は学校における働き方改革のための取組を加速していくとしたものの、現場が求める人材確保、予算確保が、いつのような形で実現するかがよく不透明な状況にあります。学校における働き方を改善する取り組みを推し進めていきます。

憲法改正、教育改革の名の下での教育政策の暴走に対し共同して立ち向かおうと、高教組運動をより大きくしましょう。そのために、青年層の活動を大きく働きかけるとともに、すべての教員員に真正面から加入を呼びかけ、仲間を増やす取組を進めましょう。平和と民主主義の確立を目指してきた高教組運動への確信を広げ、すべての児童・生徒の発達を保障する学校と、平和で夢や希望を実現できる社会を作り出していきます。

2019年12月14日
青森県高等学校・障害児学校教員組合第131回中央委員会

不安がある。
・教室が足りなくて倉庫を教室にする話が出ている。またある事務職員が理由はわからないが長期休んでいて落ち着かない。

質疑

・県教組との連合について。支部の活動はどのようにするのか。また青森県国民教育研究所を設置するところがあるが、これは何か？

(回答) それぞれの支部ごとに合同で活動を行うことになる。「青森県国民教育研究所」というのは、青森県の教育の歴史的な資料を保存、活用、民主的な教育研究活動を進めている。以前から県教組と高教組で運営していた。書記もいるが、運営は厳しい状況にある。
・会計年度職員について、どの程度把握しているのか。給与等はどのようになるのか。給与等はどのようになるのか。

(回答) 非常勤講師は待遇が下がる可能性がある。日々雇用職員は廃止する代わりに、年間を通しての技能職員となり、待遇は大きく改善される。給与等は話し合いの回数が少ないため、不明な点が多い。臨時講師の2級格付けも不明。非常勤講師は一時金を出す代わりに、月の給料が下が

るかもしれない。

非常勤講師が1校で15時間以上持つことはありえず、大概2校兼務を発令される。仕事の質が全く考慮されず、完全に単価労働者と扱われ、仕事が終わったらずく帰るように言われる。生徒に対して生徒指導的なことができない。今後、少子化が進んでいくと、都市部に学校が集中して、郡部は非常勤講師が増えていくのではないかと。

執行部見解

全体で16本の発言。免許更新については、実施から1サイクル回ったところもあり、見直しが必要であると考える。特に再任用者が、65歳で再度必要かどうかは大きな課題である。国の制度のため県としても対応は難しいが、県教委に対して要望をしたい。また、再任用者の待遇改善については、引き続き要望を出していく。

No image

見解を表明する逢坂書記長

組織拡大についての発言には大いに励まされた。組合の強化拡大、共済加入促進に對話は不可欠なので、對話の機会を増やせるように協力をお願いしたい。

一時金の支給額がおかしいという課題については、県教委職員福利課に問い合わせをしているが、回答がない。統一交渉ではなく、職員福利課との個別交渉で状況の確認を進めたい。合わせて、来年度の貸金交渉でも、確認をしていきたい。

振替休日にかかわる件に関して、勤務時間管理の責任者は校長である。振替の取得や実際に休んでいるかどうかの確認など、管理職には責任をもって対応してもらいたい。現在の勤務管理には問題が多い。今後でも交渉の必要がある。

部活動の在り方は今後大きな課題になってくる。「運動部活動」の指針に沿って適切に部活動が行われ、教員や生徒の負担軽減と成績向上の両面が図れるようになれば良い。

非常勤職員の待遇改善については、臨時講師と非常勤講師の間でも差が出てくるので、県教委当局と、再度懇談の場をもって確認を進めていく。臨時講師に関

しては、11月の県議会で、教育長から「臨時講師は主任等をやらせていないので1級である」と発言し、看過できない。各校の主任等の配置の確認をすすめ、臨

共済セミナー

共済運動の意義を再確認

時講師でも主任をやっている実態を明らかにしたい。合わせて、現在行っているアンケートからの臨時講師の生の声を交渉の場で届けていきたい。

中央委員会終了後、県教組と合同で「共済セミナー」が開催されました。県教組・高教組合わせて40名が参加しました。セミナー講師は、全教共済副理事長、全教自動車保険センター事務局長の平尾敏氏が行いました。

合同忘年会

親睦から始まる新しい運動へ

中央委員会、共済セミナー終了後、県教組と合同で忘年会を行いました。県教組・高教組はこれまで以上に組合運動を進めるため、様々な面で連携を強化していく方針となり、今回はその第一弾として企画されました。

県教組は小・中学校、高教組は高校・特別支援学校なので、校種の違いもあり、なかなか親しく会話をすることが難しいのですが、この忘年会では、その違いを乗り越えて、会話が弾ん

守る「3つの運動(生活を守る、命と健康を守る、身分を守る)」の具体化としての総合共済や火災共済の優位性についても確認することができました。

青森県では、この共済は県内すべての教職員を対象にしています。ぜひ、この共済運動の輪に加わってほしいと思います。

No image

共済活動の意義を語る平尾氏

共済活動の意義を語る平尾氏

No image

これからの活動の展望を語り合った忘年会

青森県公務共闘学習会

定時だよ！全員終業

11月22日、青森市内で、青森県公務共闘主催の学習会「残業の上限規制と公務職場の実態」を青森市内で開催し、県内各地から公務産別・民間労働者ら16名が参加しました。

公務労組連絡会の西芳紀事務局次長を講師に迎え、国家公務・地方公務、教育現場に蔓延する長時間労働の問題について学習を深めました。

西さんは「働き方改革関連法で時間外労働の上限規制を盛り込んだ労基法改正が行われたことを受け、今春から人事院規則が改正され、長時間労働の是正は盛り込まれた。しかし、公務公共サービスが増大しているにもかかわらず、総人件費削減・定員削減の見直しがないまま長時間労働だ

しのないまま長時間労働だ

を規制しても無意味。業務量にあった人員配置を行わないかぎり、隠れ残業や不払残業の増大が懸念される」と指摘しました。また、教員の1年単位の变形労働時間制導入について「学校にはなじまない制度。労使協定抜きに条例で定める点は問題。時間外手当不支給の現行制度が維持されており、長時間労働の実態の隠ぺい・助長を招く。教職員の定数改善、時間外手当の支給で労働条件の適正化を図ることが先決」としました。問題の本質から目をそむけ、解決を先送りすることは、将来に禍根を残します。「職員の希望による多様な働き方が可能な制度の確立が不可欠」として学習会を締めくくりました。

「働き方改革」が世論をにぎわす中、公務や教育の分野の長時間労働を問題化する法整備が背景にある一方、内容的には不十分であることを再認識し、今後の生活設計を見すえた内容の濃い学習会となりました。

青年部学習会 有意義な同世代交流！

11月23日に、青森県教育会館で青年部主催の学習交流会「ゆーすた」(You study)を行いました。

青森県内の小学校・中学校・高校・特別支援学校の20〜30代の教員が集まりました。

学習会では、弘前大学教育学部の福島裕敏氏に「制度としての学校・教員と向き合う」というテーマで講演をして頂き、教育と学校の歴史や近代学校の本質的性格などについて学びました。教育とは何なのか、教師の存在意義とは何なのか

No image

公務現場での課題を語る西氏

No image

学びと交流を深めた青年部集会

前進なしも、訴えを届ける！

青森高教組専門部交渉

11月21日、専門部交渉がありました。行った専門部は実習教員部、現業職員部、青年・臨対部、障害児学校部です。

資格についての再確認、健康診断項目の検討をする話がありました。実習教員の配置については、基本的に標準法によるが、それ以外の要素もあるので、具体的な取り組みを示しました。

・実習教員部
資格についての再確認、健康診断項目の検討をする話がありました。実習教員の配置については、基本的に標準法によるが、それ以外の要素もあるので、具体的な取り組みを示しました。

・青年・臨対部
臨時講師の待遇改善、特に2級格付けについては、職務内容は教諭と同等

・現業職員部
現業職員の必要性を認めてはいるが、予算の関係もあり、適正配置は難しい、会計年度任用職員制度導入で、日々雇用職員は通年雇用の会計年度任用職員になるとの話がありました。

・障害児学校部
環境整備については、順次予算等に応じて進めていく、「柔軟な対応」とは予算ではなく、「子どもの状態」に柔軟に対応するつもりです。新規事業が教員の負担になっていることについては、今後規模等の見直しをしたいとしましたが、具体的な方針を示せませんでした。

だが、今後も引き続きこのような交流の機会を企画していきたいと思えます。で、青年教職員の皆様、参加お待ちしています！

あることを認めたらうえで、講師なので1級との回答にとどまり、今後の協議についても具体的な日程を示しませんでした。地域の祭りの巡視等については整理をしたいと話がありました。

青森高教組役員レポート その8 I LOVE 憲法

【憲法尊重擁護の義務】
第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。

今更ですが、私たち公務員は日本国憲法を尊重し擁護する義務を負っているのです。

これまで私は憲法全文を読んだことが無かったのですが、この条文を読み、まさに「目からうろこ」です。

日々の業務は様々な法令、規則、要領等に基づくものですが、その根幹となるものは憲法なのです。現実

には、膨大な量の法令集や例規集に圧倒されてしまっていますが、その元をたどれば憲法に行き着くということ。特に前文には、国民の自由・平和のみならず、他国との関係についてもふれており、「この崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」と結んでいます。その憲法を尊重し擁護する義務を負っていることを、改めて認識し、実行していきたいと思えます。

ともすれば仕事に追われる日々ですが、ちよっと一息入れて、憲法全文を読んでみませんか？